

# 令和4年度 弘前大学学術特別賞授与実施要領

## 1. 趣旨

この要領は、弘前大学学術特別賞授与実施要項（平成23年9月9日制定）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 学術特別賞の対象

(1) 弘前大学学術特別賞（遠藤賞）（以下「遠藤賞」という。）

- ① 応募者は本学の教員であること。
- ② 独創的かつ完成度の高い研究で、平成24年4月以降に学術雑誌に発表されたストーリー性のある論文数編（共著の場合、筆頭著者（又はそれと同等）であるものを含む）を対象とすること。
- ③ 研究は本学在籍期間中に行われ、研究内容が本学の研究水準の向上に著しく貢献したと認められるものであること。
- ④ 応募者は個人であること。
- ⑤ 本賞の受賞歴がないこと。

(2) 弘前大学若手優秀論文賞（以下「若手優秀論文賞」という。）

- ① 応募者は本学の研究者（学生、大学院生及び特別研究員等を含む。）であって、応募した年度の年度末に45歳以下の者であること。
- ② 独創的で著者の将来性を伺わせるに足る論文で、令和2年4月以降に学術雑誌に発表された、筆頭著者である論文1編を対象とすること。
- ③ 研究は本学で行われ、研究内容が本学の研究水準の向上に貢献することが期待できるものであること。
- ④ 応募者は個人であること。
- ⑤ 本賞の受賞歴がないこと。

## 3. 応募・提出方法

(1) 書類提出先

応募者は、次の書類を所属部局長に提出すること。

- ① 申請書〔様式1〕
- ② 応募対象論文一覧〔様式2〕
- ③ 略歴及び研究業績目録〔様式3〕
- ④ 応募論文の研究内容〔様式4〕

それぞれ別刷を<添付資料>として添付すること

(ア) 遠藤賞については、応募論文数編の概要を2,000字以内にまとめたもの及びそれらの別刷

- (イ) 若手優秀論文賞については、応募論文1編の要旨を600字以内にまとめたもの及びその別刷
- ⑤ 当該論文が学術的な賞を受けている場合には名称、趣旨、受賞時期等その賞の概要（該当しなければ提出不要）〔様式5〕
  - ⑥ 自己評価書〔様式6〕
  - ⑦ 各種競争的資金等の採択実績〔様式7〕
  - ⑧ 論文とは、様式3「略歴及び研究業績目録」のⅡ「研究業績目録」の1から3に記載されているものとする。
  - ⑨ 当該論文が日本語又は英語以外の言語の場合には、その日本語訳〔様式は自由〕

(2) 部局長による取りまとめ

部局長は、提出された申請が対象として適切であることを確認し、学長に提出すること。

なお、申請書類は電子ファイルにより提出すること。

(3) 提出期限

令和4年8月19日（金）正午まで

#### 4. 審査

学術特別賞の審査は、弘前大学学術特別賞審査要領に定める弘前大学学術特別賞審査委員会が行う。

なお、提出後に審査に必要な資料を追加で求める場合がある。

また、必要に応じて、論文内容に関するプレゼンテーション審査を行う。

#### 5. 表彰等

(1) 表彰

学術特別賞の表彰は、学長が受賞者に対して様式8又は様式9に定める本賞表彰状を授与し、併せて副賞を贈呈することにより行う。

(2) 副賞

遠藤賞の副賞は宮田亮平氏が制作したトロフィー及び研究助成金（50万円）とし、若手優秀論文賞の副賞は盾及び研究助成金（佐藤敬賞，20万円）とする。

(3) 受賞者数

遠藤賞の受賞者数については原則1名とし、若手優秀論文賞の受賞者数については毎回3名以内とする。